

9 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程奨励奨学金規則

平成 29 年 4 月 1 日現在

(目的)

第 1 条 この規則は、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程第 71 条第 2 項に基づき、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程（以下「本通信教育課程」という。）に在学する優秀で意欲のある学生を援助するため、武蔵野美術大学奨励奨学金（以下「奨励奨学金」という。）に関する事項について定める。

(奨学金の額)

第 2 条 奨励奨学金の額は、第 1 種奨励奨学金は当該年度の授業料年額とし、第 2 種奨励奨学金は授業料年額の半額とする。

2 第 1 種奨励奨学金は、その全額をもって当該年度の授業料を免除し、第 2 種奨励奨学金はその全額をもって後期分授業料を免除する。

(奨励生の資格)

第 3 条 本通信教育課程に在学する学生で、第 6 条の規定により審査・決定された者は、奨励奨学金の贈与を受けることができる。

2 奨励奨学金の贈与を受ける者を、「奨励生」という。第 1 種奨励奨学金を受ける者を「第 1 種奨励生」といい、第 2 種奨励奨学金を受ける者を「第 2 種奨励生」という。

3 奨励生となる期間は、1 年とする。次年度以降の出願は妨げない。ただし、奨励生となった年次より 4 年次までの期間について、各年次について 1 度しか奨励生となることができない。

(奨励生数)

第 4 条 奨励生の数は、第 1 種奨励生は 5 名以内、第 2 種奨励生は 10 名以内とする。

(出願手続)

第 5 条 奨励生の採用を願ひ出る者（以下「本人」という。）は、採用願（様式第 1 号）を、通信教育課程に提出しなければならない。

(奨励生の審査・決定、採否の通知)

第 6 条 奨励生の採用は、本通信教育課程教務委員会において、人物、能力及び学業成績を審査し、その結果に基づき、学長が決定する。

2 奨励生の審査の結果の上位より 5 名以内を第 1 種奨励生とし、それに続く者を第 2 種奨励生とする。

3 奨励生の採否の結果は、本通信教育課程から本人及び保証人に通知する。

(審査基準)

第 7 条 奨励生の採用に当たっては、次の各号を基準として審査する。

(1) 造形に係る高い能力及び意欲を有すると認められる者

(2) 本通信教育課程において優秀な成績を修めた者、又は修める見込みの計画を有する者。

(誓約書)

第 8 条 奨励生に決定した者は、採用通知を受けた日から 10 日以内に誓約書（様式第 2 号）を、本通信教育課程に提出しなければならない。

(身分の取り消し)

第 9 条 奨励生が次の各号の一に該当した場合は、奨励生としての身分を取り消すことがある。

(1) 武蔵野美術大学学則、武蔵野美術大学造形学部通信教育課程規程又はその他諸規則に違背した場合

(2) 退学した場合

(3) 懲戒処分を受けた場合

(4) 死亡した場合

(5) 本人が辞退した場合

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
様式第 1 号、様式第 2 号（略）

I
学籍・学費
事務手続

II
教育課程

III
学習方法

IV
Web の
利用

V
学生生活

VI
学習支援

VII
進路

VIII
組織

IX
資料